

外国意匠登録を取得するまでの手続の流れ（概略）

（出願オーダー）

意匠登録を受けたい国の代理人に、創作者の氏名及び住所、出願人の氏名（名称）及び住所、意匠に係る物品等必要事項並びに図面、譲渡証、委任状、優先権を主張する場合は優先権証明書等必要書類を送り出願を依頼します。

国によっては委任状に公証人・領事認証が必要です。

外国代理人が手続します。

審査官が意匠登録出願を拒絶すべきと判断した場合、その理由が通知されます。通知は複数回発せられることがあります。

拒絶理由に不服がある場合意見書、補正書を提出します。

国によっては方式のみ審査し、先行意匠との関係は審査しない場合もあります。

多くの場合外国代理人が立替え納付し、その後日本に請求してきます。

外国代理人より登録証が送られてきます。

意匠権の存続期間は25年、15年、14年、12年、10年等国によって異なり、存続期間内に5年毎更新請求又は毎年年金納付する国、又登録後更新請求も年金納付も必要ない国もあります。

更新登録証又は年金受領証が発行されます。

=====
以下司法手続となります。

